



支 援 担 当 者



山口県	警察署
課	係
ふりがな
氏名	
☎	
課	係
ふりがな
氏名	
☎	

はじめに

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。
 - 捜査では、どのような御協力をお願いすることになるのか。
 - 御利用いただける制度には、どのようなものがあるのか。
- といったことをわかり易くお知らせするためのものです。

※ このパンフレットでは、犯罪により被害にあわれた方やその御家族を「被害者等の方」と記載しています。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

目次

1	刑事手続の概要	
①	犯人が20歳以上の場合	1
②	犯人が14歳以上20歳未満の場合	2
③	犯人が14歳未満の場合	4
	・ 一般的な刑事手続の流れ（チャート図）	5
	・ 一般的な少年事件の流れ（チャート図）	6
2	捜査への御協力のお願い	
①	事情聴取	7
②	証拠品の提出	8
③	実況見分等への立会い	8
④	裁判での証言	8
3	被害者等の方が利用できる制度	
①	被害者等の方に対する支援要員制度	
	・ 被害者支援要員制度	9
	・ 検察庁被害者支援員制度	9
②	刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	
	・ 被害者連絡制度	10
	・ 法務省の各機関における被害者等通知制度等	10
	・ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の 審判の傍聴及び結果通知	12
	・ 検察審査会への審査申立て	12
③	裁判で利用できる制度	
	・ 証人出廷に関するもの	13
	・ 刑事裁判に関するその他の制度	13
④	更生保護において利用できる制度	

• 意見等聴取制度	16
• 心情等伝達制度	16
• 被害者等通知制度	16
⑤ 安全の確保に関する制度	
• 再被害防止・保護対策	17
• DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護	17
• プライバシーの侵害等に対する人権救済制度	19
⑥ 経済的支援や各種支援・福祉制度	
• 医療費等の負担軽減	20
• 民事上の損害賠償請求制度	20
• 犯罪被害給付制度	21
• 国外犯罪被害弔慰金等支給制度	22
• 公益財団法人 犯罪被害救援基金の奨学金制度	23
• 公益財団法人 日本財団まごころ奨学金制度	23
• 税法上の救済制度	23
• 福祉制度	24
• 犯罪被害者等早期援助団体における被害者支援	24
⑦ 精神的被害への支援	
• 被害者等支援心理カウンセラー制度	26
• 山口県精神保健福祉センター	26
• 公益社団法人 山口被害者支援センター	26
⑧ 県・市町の支援制度	
• 転居費用助成金について	28

4 各種相談窓口

① 山口県警察の相談窓口	29
② 県・市町の相談窓口	30
③ 他機関の相談窓口	31

1 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査・起訴・裁判の3段階に分かれ、犯人の年齢によって、これらの手続が異なります。

① 犯人が20歳以上の場合

➡ 5ページ～「一般的な刑事手続の流れ」（チャート図）

■ 捜査活動

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を^{ひぎしや}被疑者といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕して48時間以内にその身柄を検察官に^{そうち}送致します。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して、^{こうりゅう}勾留の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は特別な場合を除いて、最長で20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠をそろえた後、捜査結果を検察官に送致することとなります。

- ※ ^{そうち}送致とは、警察が事件に関する書類や証拠品と被疑者の身柄（逮捕していない場合を除く。）を検察官の元に送り届けることをいいます。
- ※ ^{こうりゅう}勾留とは、被疑者が逃走するおそれなどがある場合に、その身柄を続けて拘束することをいいます。

■ 起訴・不起訴の処分決定

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自らが犯人を取り調べた結果を検討し、勾留期間内に被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、裁判にかけない場合を不起訴とといいます。

起訴処分には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけの裁判を請求する略式命令請求等があります。

■ 裁判

起訴された段階で、被疑者は、被告人と呼び換えられます。検察官や被告人が判決等の結果に不服がある場合には、更に上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えること（控訴、上告）になります。

② 犯人が14歳以上20歳未満の場合

➡ 6ページ～「一般的な少年事件の流れ」（チャート図）

■ 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、犯人が20歳以上の者の場合と同様の捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い罪を犯した場合は、検察官に事件を送致します。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送致します。

特定少年（18歳以上の少年）の事件については、すべて検察官に送致します。

■ 処遇の決定について

家庭裁判所では、送致を受けた少年事件について、次のような処遇を決定します。

審判不開始	これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判（非公開）を開く必要がない場合
不処分	審判の結果、保護処分の必要がない場合
保護処分	審判の結果、少年の性格の矯正及び環境の調整を図る必要がある場合 ◆保護処分の種類 少年院送致、児童自立支援施設送致、児童養護施設送致、保護観察
刑事処分 (逆送致)	凶悪な罪を犯した場合等、少年の教育上、20歳以上の者の事件と同様に刑罰を科す必要がある場合

審判とは犯人が20歳以上の者の場合でいう裁判で、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合に審判を開始します。審判において**保護処分**の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には**不処分**の決定を行います。

保護処分には少年を施設に収容し、矯正教育を行う**少年院送致**や、社会において保護観察官と保護司が協働して、少年の再非行防止・改善更生を図る**保護観察**等があります。

少年の犯した犯罪が凶悪である等、20歳以上の者の事件と同様の刑事処分とすべきであると認められた場合に、家庭裁判所は事件を検察庁に送り返します。これを**逆送致**といい、この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

③ 犯人が14歳未満の場合

➡ 6ページ～「一般的な少年事件の流れ」（チャート図）

■ 調査等

14歳未満の少年は、法律上、刑罰を科すことができないため、警察において調査を行います。調査の手続では、少年に対し、逮捕等の身柄拘束はできませんが、搜索差押え等の強制処分ができます。調査の結果、保護者がいない児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童について、児童相談所に通告することができるほか、家庭裁判所の審判が相当と認められる事件について、児童相談所に送致します。

■ 児童相談所における措置

児童相談所では、通告を受けた少年事件について、次のような措置を決定します。

児童福祉法上の措置	児童自立支援施設への入所や里親への委託等
家庭裁判所送致	家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合や保護処分が必要であると判断した場合

児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として家庭裁判所に送らなければならないこととされています。

■ 児童相談所から送致を受けた家庭裁判所の措置

審判を開始するかどうかを決定し、審判を開始した場合「保護処分」にするか「不処分」にするかを決定します。

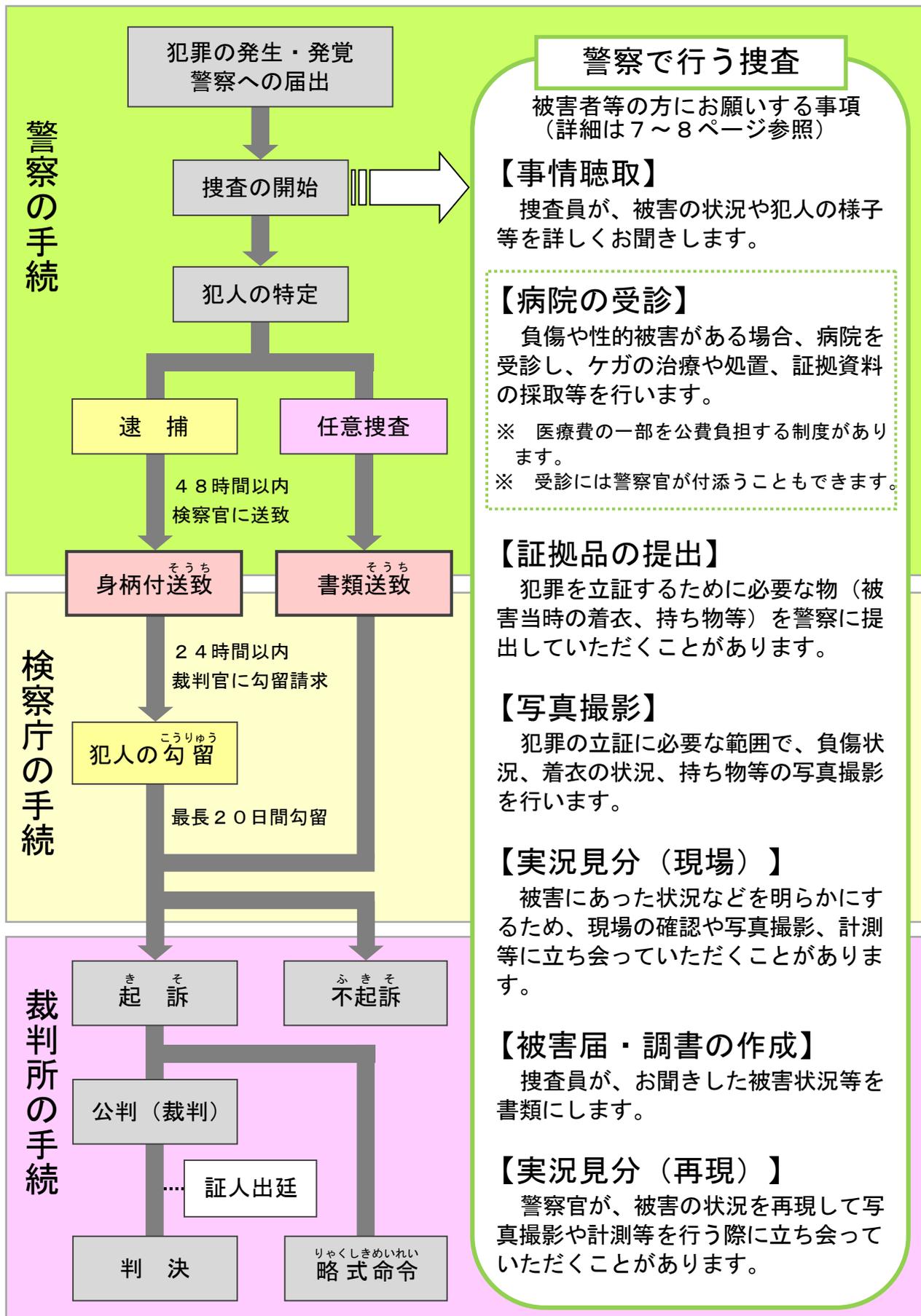
（3ページの表参照）

☎ お問い合わせ

※刑事手続関係

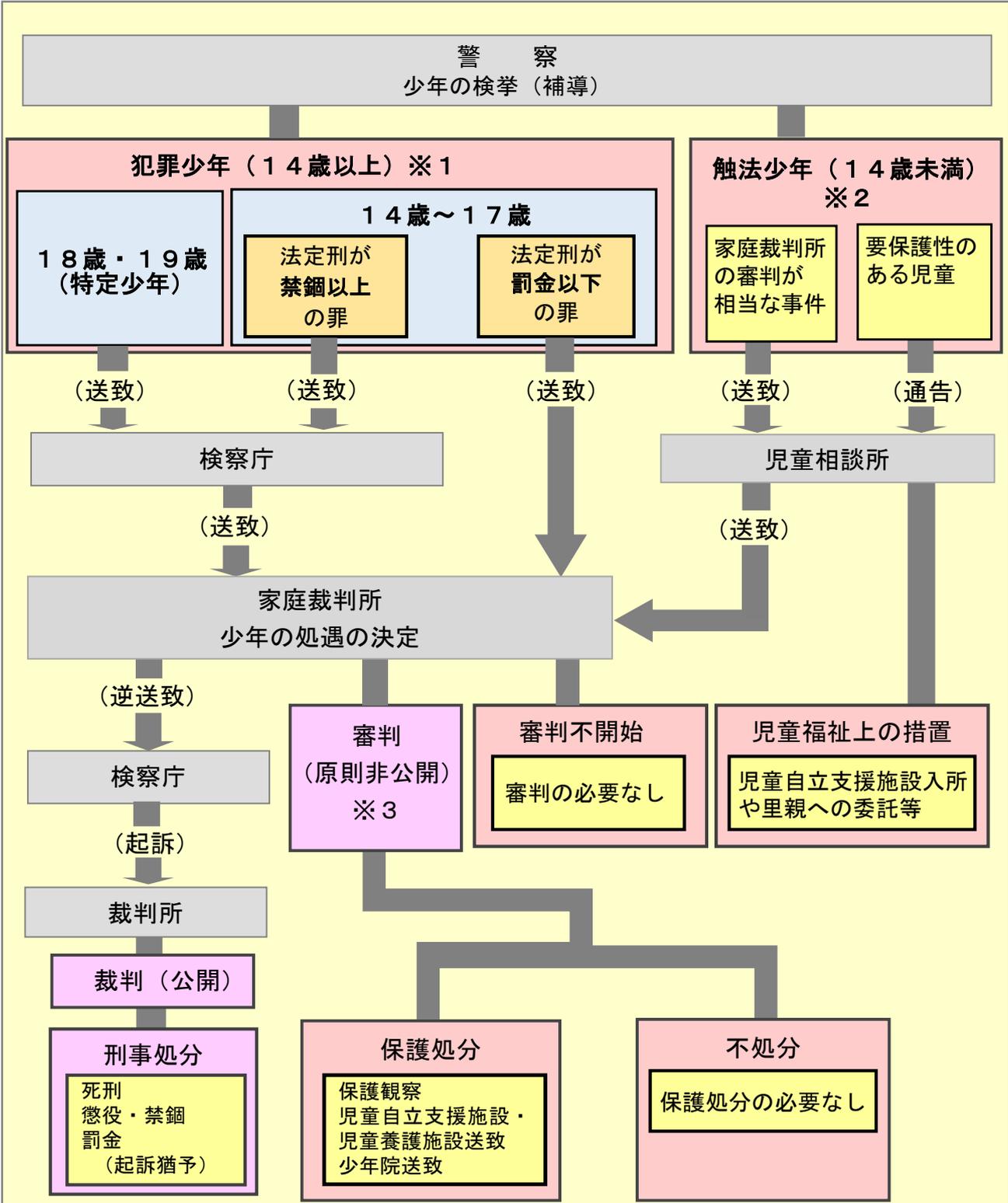
- 事件を担当する警察署 ※ 電話番号は29ページを参照
刑事第一課、刑事第二課、刑事課または刑事生活安全課
(少年事件に関するものは原則として生活安全課少年係)

一般的な刑事手続の流れ



※ 一般的な捜査の流れ、内容であり、事件の内容により変更・追加等する場合があります。

一般的な少年事件の流れ



※1 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
犯罪少年のうち、18歳・19歳を特定少年といいます。

※2 触法少年とは、14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年をいいます。

※3 少年審判は、原則非公開とされていますが、一部の事件では、被害者等の方の申出により、裁判所の許可を得て、少年裁判を傍聴することができます。

2 捜査への御協力をお願い

被害者等の方には、刑事手続上必要な御協力をお願いすることになり、そのことで御負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあわれる方をなくすためにも、是非とも御協力いただきたいと思います。

具体的には次のようなことがあります。

① 事情聴取

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や事実を解明するために必要があってお尋ねするものです。御協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期します。

詳しくは、17ページの「安全の確保に関する制度」に記載しています。また、事件を担当する捜査員等に御相談ください。

- 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、子供さんの事情聴取に同席されたい保護者の方は、あらかじめ事件を担当する捜査員等に御相談ください。
- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることがあります。どうしても同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれませんが、検察官が犯人の起訴・不起訴を判断するために重要なことですから、御理解ください。

② 証拠品の提出

被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持ち物等を証拠品として提出していただくことがあります。犯罪を立証するために必要となりますので、御協力をお願いします。

- 提出していただいたものについては、捜査上も裁判上もこちらで保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しします。（これを「還付」といいます。）
- その証拠品をまだ保管する必要がある段階でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります。（これを「仮還付」といいます。）
- また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出の時に「放棄」の手続きをしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることとなります。

③ 実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官が現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります。

- 犯罪の現場等で、事件の状況を確認することを「実況見分」といいます。
- 裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要なものですので、御協力をお願いします。

④ 裁判での証言

被害者等の方には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「証人出廷」といいます）。裁判においては、様々な制度が用意されています。詳しくは、13ページからの「裁判で利用できる制度」をお読みください。

3 被害者等の方が利用できる制度

① 被害者等の方に対する支援要員制度

■ 被害者支援要員制度

警察では、殺人や性犯罪などの身体犯、重大な交通事故事件などの被害者支援を必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された被害者支援要員（警察職員）から、支援担当者を指名し、

- 捜査過程における付添い
- 要望の把握、支援に必要な関係機関・団体等の紹介などの支援活動を行う制度があります。

☎ お問い合わせ

- 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110
- 事件を担当する警察署（警務課） ※ 電話番号は29ページを参照

■ 検察庁被害者支援員制度

被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の方の支援に携わる「被害者支援員」が、全国の検察庁に配置されており、

- 被害者等の方からの様々な相談への対応
- 法廷への案内・付添い
- 事件記録の閲覧、証拠品の返還など各種手続の手助け
- 被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介などの支援活動を行っています。

☎ お問い合わせ

- 山口地方検察庁 被害者ホットライン ☎ 083-922-3153

② 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

■ 被害者連絡制度

警察では、殺人などの身体犯、重大な交通事故事件などの被害者等の方に捜査などに支障のない範囲で、次のことをお知らせします。

- 刑事手続や被害者等の方のための制度
- 捜査状況
- 被疑者の検挙状況
- 逮捕被疑者の処分状況（起訴・不起訴等）

（注）被疑者が少年の場合や犯罪の態様等によって、お知らせできる情報の範囲・内容が異なります。

また、御希望によって、交番などの警察官がお宅にお伺いし、防犯指導やパトロールを行うこともできます。

なお、

- 事件のことを思い出したくないので知らせないでほしい
- 被害にあったことを周囲に知られたくないので警察官には訪問してほしくない

とお考えの場合は、事件を担当した警察官にお申し出ください。

☎ お問い合わせ

- 事件を担当する警察署 ※ 電話番号は29ページを参照

■ 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方の希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。通知内容については次のとおりです。

- 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 刑の執行終了予定時期
- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了予定年月日等）

 **通知の申出先は事件を取り扱った検察庁です。**

（注）通知を希望されても、その全部又は一部をお知らせできない場合があります。

また少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。通知内容については次のとおりです。

保護処分を受けた加害者にかかる通知内容

- 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等）
- 退院に関する事項（退院後の出院年月日、退院事由等）
- 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了予定年月日）

 **通知の申出先はお近くの少年鑑別所、保護観察所です。**

なお、検察庁において、被害者等の方が再び被害にあうことのないように、**転居その他加害者との接触を避ける措置をとる必要があります**、**検察官が通知を行った方がよいと認めたときには**、加害者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放後の住所地について通知がなされることがあります。

■ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の 審判の傍聴及び結果通知

心神喪失又は心神耗弱の状態で大加害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等を理由として、不起訴処分あるいは無罪となった場合には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて裁判所に申し立てをすることになります。

裁判所は、この申し立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害者等の方は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

■ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から検察官の不起訴処分を不服として申立があったときに審査を始めます。

また、被害者等の方からの申立てがなくても、報道をきっかけに自ら審査を始めることもあります。なお、検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

☎ お問い合わせ

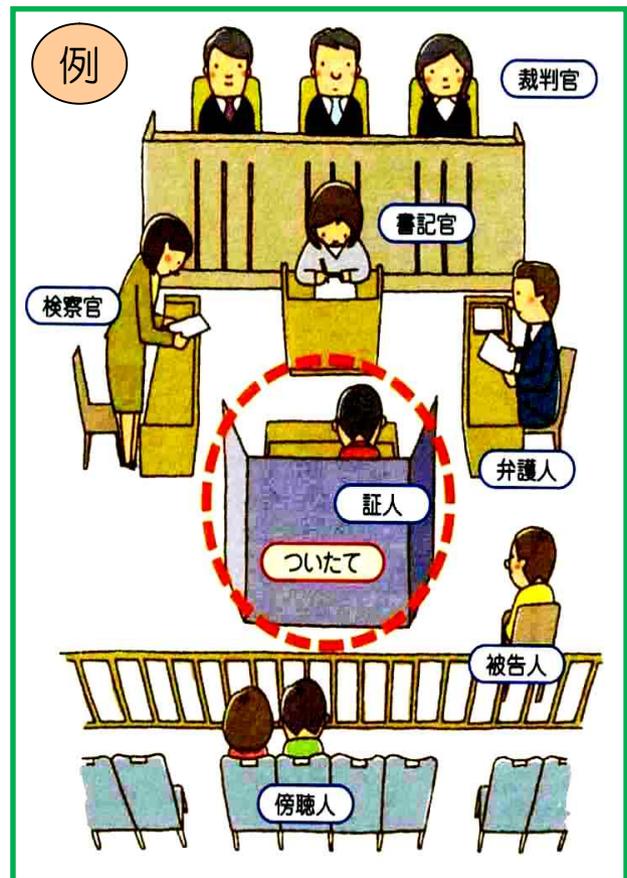
- 最寄りの検察審査会事務局
山口地方裁判所本庁及び各支部内
(宇部支部以外の周南、萩、岩国、下関の各支部内)

③ 裁判で利用できる制度

■ 証人出廷に関するもの

被害者等の方には、裁判において証言を求められることがあり、その際に、被害者等の方に配慮して、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等の方が被告人・加害者や傍聴人から見えないうちに間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室からモニターを通じて証言すること。



■ 刑事裁判に関するその他の制度

- 第1回の公判期日の後、原則として裁判所にある「刑事事件の事件記録」の閲覧、コピーができます。
- 性犯罪被害者等の氏名等を訴訟手続において明らかにしない旨の決定を裁判所に申し出ることができます。
- 刑事事件の裁判において、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の方が事件の裁判を優先して傍聴できるように、出来る限りの配慮がなされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は裁判所の許可を得て、**被害者参加人**という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。 **(被害者参加制度)**

※ 具体的には公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりできます。

- 刑事裁判に参加した被害者参加人の方に、国から旅費や日当、宿泊料が支給されます。
ただし、宿泊料の支給は、被害者参加人が出席する裁判所が遠方のためなどの理由により宿泊を伴う場合に限られます。
 - ・ 旅費
住所地から裁判所間の往復のために支払った鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃のほか、バス、タクシー、自家用車を利用した場合においても、旅費が支給されます。
 - ・ 日当
公判期日等への出席のために必要な日数に応じて日当が支給されます。
 - ・ 宿泊料
裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときは、宿泊料が支給されます。
(被害者参加旅費等支給制度)
- 被害者参加人となった被害者等の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から**6か月**以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（**200万円**）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することが出来ます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することとなります。
(国選被害者参加弁護士制度)

- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、**刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます**。この手続は、被告人に対し、有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等の方による被害事実の立証が容易になっています。なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。**(損害賠償命令制度)**

- **少年事件の被害者等の方に関する制度**

- ・ 審判開始決定後の事件記録の閲覧やコピー
- ・ 裁判官、家裁調査官に対して被害に関する心情意見申述
- ・ 審判期日における審判の状況説明を受けること
- ・ 一部の事件では、被害者等の方の申出により、裁判所の許可を得て、少年審判を傍聴すること
- ・ 家裁から少年審判の結果等の通知を受けること

※ 被害者の方が亡くなっていたり、生命に重大な危険のある傷害を負ったときは、御家族等の方に傍聴が認められる場合があります。

☎ お問い合わせ

※裁判所への申出

- 事件を担当する裁判所、検察庁



④ 更生保護において利用できる制度

加害者が、二度と同じ過ちを繰り返さないように、社会内で指導監督や援護等を行う更生保護の機関も犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

■ 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において意見等を述べることができます。

■ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申し出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害者等の方の置かれている状況等をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝え、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

■ 被害者等通知制度

加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況等に関する情報を希望される被害者等の方に通知します。

※仮釈放・仮退院：刑務所や少年院の収容期間満了前に一定の条件の下に釈放して保護観察に付す制度

☎ お問い合わせ

- 保護観察所
 - ・ 山口保護観察所
☎083-922-1329（被害者専用番号）
 - ・ 中国地方更生保護委員会
☎082-224-0920（被害者専用番号）



⑤ 安全の確保に関する制度

警察では、再被害防止や保護対策として、次のような制度があります。

■ 再被害防止・保護対策

● 再被害防止対象者の指定

被害者等の方が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「**再被害防止対象者**」に指定し、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行うなどし、また再被害防止対象者から要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めます。

● 保護対象者の指定

被害者等の方が、暴力団員等の加害者から仕返しを受けるおそれがある場合には、「**保護対象者**」に指定し、保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止に努めます。

もし、加害者や暴力団員等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合などには、すぐに警察へ通報してください。

☎ お問い合わせ

■ 事件を担当する警察署 ※ 電話番号は29ページを参照

■ DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や児童虐待等の被害者等の方の安全の確保について、男女共同参画相談センターや児童相談所と連携して、保護対策を講じます。

DVとは

主として夫婦間における身体的な暴力のことですが、最近は、いわゆる「デートDV」といわれる交際相手からの暴力や支配も

問題視されています。配偶者は、お互いに経済的・精神的に依存しており、子供や親族等当事者以外の人間関係もあることなどから、暴力を振るわれても、「自分さえ我慢すればすむ」、「自分だけでは生活ができない」と考え、また、「殴られる方が悪い」などの偏見から孤立し、誰にも助けを求めることができず、被害が長期化・潜在化しがちです。

また、配偶者から子供への暴力をはじめ、配偶者同士の暴力行為を子供に見せることは児童虐待に当たり、児童への影響が重大です。

ア 被害の相談

男女共同参画相談センター又は最寄りの警察署に御相談ください。なお、「今暴力を振るわれた」、「避難先まで押しかけてきた」など、緊急の場合は110番通報してください。

イ 一時保護

男女共同参画相談センターでは、DV被害を受けた女性について緊急の保護が必要な場合の「一時保護」の相談を行っています。詳しくは、男女共同参画相談センターにお問い合わせください。

ウ 保護命令

再被害を防止するため、「身辺に近づかないようにしてほしい」、「自宅などから退去してほしい」などの要望がある場合、裁判所に対して「保護命令」の申立てを行うことができます。

保護命令の種類は、次のとおりです。

○ 接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

○ 退去命令

加害者を住居から退去させる命令

○ 被害者の未成年の子や親族等への接近禁止命令

○ 電話等禁止命令

詳しくは、男女共同参画相談センター又は最寄りの警察署に御相談ください。

エ 住民基本台帳の閲覧制限

DV被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票などを調査して被害者の所在を突き止めるおそれがある場合に、市町に住民基本台帳の閲覧を制限するよう申し出るものです。

オ 児童虐待への対応

児童虐待は、子供的人格形成期において心身に重大な影響を及ぼします。「このくらいで相談してもよいのだろうか」などと考えず、最寄りの警察署又は下記相談窓口にご相談ください。

☎ お問い合わせ

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ■ 事件を担当する警察署 | ※ 電話番号は29ページを参照 |
| ■ DV事案～山口県男女共同参画相談センター | ☎ #8008（短縮ダイヤル） |
| | ☎ 083-901-1122 |
| DVホットライン（緊急用） | ☎ 0120-238-122 |
| ■ 児童虐待事案～児童相談所全国共通ダイヤル | ☎ 189（いちはやく） |
| ～県内の児童相談所 | ※ 電話番号は32ページを参照 |

■ プライバシーの侵害等に対する人権救済制度

法務省の人権擁護機関では、被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーが侵害されるなどの二次的な被害を受けた場合、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう説示するなどの救済のための措置を講じています。経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員が御相談に応じ、秘密は必ず守られます。

☎ お問い合わせ

- 法務省人権擁護局相談電話
- ・ みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110
- ・ 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
- ・ 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110
- ・ 外国人の人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911
- ・ 法務省人権擁護局ホームページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

⑥ 経済的支援や各種支援・福祉制度

■ 医療費等の負担軽減

警察では、犯罪によりある一定の傷害や疾病を負った場合に、次の医療費用等の経費を公費で負担し、被害者等の方の経済的負担を軽減しています。適用に関しては一定の要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

① 御家族を亡くされた方

- 解剖実施の検案書料、御遺体の搬送料（県内までの範囲）

② 傷害等を負われた方（性犯罪被害を除く）

- 診断書料、初診料

③ 性犯罪被害にあわれた方

- 診断書料、初診料・再診料（再診料については感染症検査に伴うもの）、感染症等検査料、緊急避妊等経費等

④ 精神医療を必要とされる方

- 初診料・再診料、指導料、心理検査料、薬剤料（投薬を含む）等
- ※ 上記②又は③と同時に適用することが可能です。

☎ お問い合わせ

- 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110
- 事件を担当する警察署（警務課） ※ 電話番号は29ページを参照

■ 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当する場合があります。その場合には、被害者等の方は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方が申立てなどを行う必要があります。

なお、損害賠償命令制度については15ページを御参照ください。

☎ お問い合わせ

- 日本司法支援センター「法テラス」 ☎ 0120-079-714
犯罪被害者支援ダイヤル
- 山口県弁護士会法律相談センター ☎ 083-922-0087

■ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けられたのに、何ら**公的救済**や加害者側からの**損害賠償**も得られない被害者等の方に対して、国が**犯罪被害者等給付金**を支給することで、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の種類・受給資格者

種類	受給資格者
遺族給付金	亡くなられた被害者の遺族(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順)
重傷病給付金	重傷病(加療1月以上で、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患の場合は加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度。)を負った被害者本人
障害給付金	障害(障害等級第1～14級)の残った被害者本人

支給額

被害者の方の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。ただし、

- 親族による犯罪や被害者に被害を受ける原因がある場合
 - 労災保険等、他の公的給付や損害賠償を受けた場合
- などは給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

申請手続

給付金の支給申請をお考えの方は、住所地を管轄する警察署又は警察本部犯罪被害者支援室に御相談ください。なお、原則として以下の場合は申請できません。

- 当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき
- 当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき

☎ お問い合わせ

■ 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110

■ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

この制度は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を国が支給するものです。

種 類	受 給 資 格 者
国外犯罪被害弔慰金 (死亡の場合)	亡くなられた被害者の第一順位の遺族 ※ ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順 ※ 被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方又は、日本国内に住所を有する方。
国外犯罪被害障害見舞金 (重障害の場合)	障害が残った被害者本人 ※ 被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。） ※ 「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体又は精神の障害で、法で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの）をいいます。

給付金の種類・受給資格者

支給額

国外犯罪被害弔慰金：200万円（被害者一人当たりの総額）

国外犯罪被害障害見舞金：100万円

ただし、被害者にも責めに帰すべき行為があった場合や親族による犯罪であった場合などには、弔慰金等が支給されないことがあります。

申請手続

日本国内に住所を有する方で、給付金の申請をお考えの方は、住所地を管轄する警察署や警察本部犯罪被害者支援室にご相談ください。なお、日本国外に住所を有する方は、

- ① 住民基本台帳に記録されたことがある場合
日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する都道府県の公安委員会
- ② 住民基本台帳に記録されたことがない場合
本籍地を管轄する都道府県の公安委員会

が申請先になります。また、海外の住所を管轄する領事を経由して申請を行うこともできます。

☎ お問い合わせ

■ 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110

■ 公益財団法人 犯罪被害救援基金の奨学金制度

人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は身体に重い障害が残った方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を給付しています。

☎ お問い合わせ

■ (公財) 犯罪被害救援基金 ☎ 03-5226-1020

■ 公益財団法人 日本財団まごころ奨学金制度

保護者が犯罪に遭遇して経済的に不安定となり、奨学金の給付を必要とする御家庭の子弟で、高校以上の学校に在学又は進学を予定している方に対し、奨学金を給付しています。

☎ お問い合わせ

■ (公財) 日本財団 まごころ奨学金 係 ☎ 03-6229-5111

■ 税法上の救済制度

医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

区分	控除の内訳
医療費控除	支払った医療費から、その医療費を補てんするために、支払いを受けた保険金等を除いた金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの
障害者控除	障害者の方に27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方一人につき27万円が控除されるもの
寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に、原則として27万円の控除額が認められるもの

☎ お問い合わせ

■ 住所地を管轄する税務署

■ 福祉制度

生計を支えていた方が亡くなったり、重度の後遺症等により、生活が困窮した場合において、

○ 児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができます。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため、生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、

○ 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

☎ お問い合わせ

■ 住所地の市町・福祉事務所

■ 犯罪被害者等早期援助団体における被害者支援

犯罪被害者等早期援助団体とは、民間被害者支援団体のうち、被害者等の方の支援を被害直後から適正かつ確実に行うことができると認められる団体に対し、公安委員会の指定により公的認証を与えるもので、山口県公安委員会は、**公益社団法人山口被害者支援センター**を指定しています。この指定により、被害者等の方からの同意が得られれば、警察から支援センターに被害者等の方の支援要請や要望等を伝達することが可能となり、早い段階から被害者等の方に関わることで、より効果的な支援を行います。



山口県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人

山口被害者支援センター

○ 相談電話：083-974-5115

月～金曜日 午前10時から午後4時（祝日、年末年始を除く）

事件や事故などによって被害を受けられた被害者等の方の精神的な支援を目的として発足した団体です。関係機関・団体と連携を取りながら、被害者等の方の抱える問題や悩みが、少しでも軽減されるように、電話や面接での相談、病院、裁判所等への付添い支援などを無料で行っています。

⑦ 精神的被害への支援

被害者等の方のように大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、事件発生直後や、一定の期間が経過した時点で、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

感情面	感情がわかなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り
思考面	物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる
行動面	怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる
身体面	頭痛・肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ・下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振

これらの症状は決して特別なことではなく、誰にでも起こりうるもので、多くは時間の経過に伴って軽減していくものですが、大変辛い思いであることに変わりありません。

このような心の状態をより早く回復させるためには、専門的な知識、技能を持った医療機関や心理カウンセラー等の専門家による対応が望まれます。

しかし、「どこに行けばいいのか、自分では自分の状態がよく分からない、専門機関の受診等は気後れする」というような場合があると思います。そのような場合にまず利用していただきたい制度、相談窓口をご案内します。

■ 被害者等支援心理カウンセラー制度

被害者等の方が、山口県警察部内の公認心理師、もしくは委託契約をしている部外の公認心理師等によるカウンセリングを公費で受けられる制度があります。

☎ お問い合わせ

- 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110
- 事件を担当する警察署 ※ 電話番号は29ページを参照

■ 山口県精神保健福祉センター

心の健康相談等、精神保健福祉全般の相談に応じる機関です。

☎ お問い合わせ

- 山口県精神保健福祉センター ☎ 083-901-1556

■ 公益社団法人 山口被害者支援センター

民間被害者支援団体として情報提供、専門機関のご紹介、電話や面接での相談などを行い、精神的なサポートも行っています。



山口県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人

山口被害者支援センター

○ 相談電話：083-974-5115

月～金曜日 午前10時から午後4時（祝日、年末年始を除く）

- 相談は無料です
- 相談の内容は絶対に外には漏れません
- 匿名の相談でもかまいません

～心も身体と同様、適切な手当をすることが大切です～

⑧ 県・市町の支援制度

山口県では、被害者等の方が置かれている状況や支援の必要性等について、広く県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和3年4月1日施行しました。

■ 条例の概要

目的

- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護
- ・ 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

基本理念

- ・ **尊厳を尊重した支援**
犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇が保証されること。
- ・ **個々の状況に応じた支援**
犯罪被害者等が受けた直接的な被害又は二次的被害（※）の状況等に応じた適切な支援が行われること。
- ・ **途切れのない支援**
犯罪被害者等に必要な支援が途切れることなく行われること。
- ・ **連携による支援**
県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら行われること。

責務・役割

- ・ **県の責務**
支援のための施策を総合的に策定及び実施すること。
- ・ **市町との連携**
県は施策の策定及び実施に当たって市町との連携に努めること。
- ・ **県民の責務**
支援について理解を深め、二次的被害が生じないように配慮すること。
- ・ **事業者の責務**
労働環境の整備のため必要な措置を講じ、事業活動を行うに当たり二次的被害防止に配慮すること。
- ・ **民間犯罪被害者等支援団体の役割**
専門的知識・経験を活用し、支援を行うよう努めるとともに、支援の推進に積極的な役割を果たすこと。

※ 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

■ 転居費用助成金について

山口県では、殺人、性犯罪、傷害等の生命、身体への被害により、従前の住居に居住することが困難になったと認められる被害者等の方が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成します。

転居費用の助成	
助成の要件	<p>次のア～カの全ての要件に該当すること。</p> <p>ア 犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していたこと</p> <p>イ 犯罪による被害を受けた事実が、警察への被害届等で確認できること</p> <p>ウ 犯罪による被害を受けた時から申請まで、1年を超過していないこと</p> <p>エ 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪により住居が著しく損壊するなど、従前の住居に居住することができないこと ・ 犯罪による被害を受けた場所が自宅又はその周辺であるなど、再被害や二次的被害のおそれがあり、従前の住居に居住することが困難であること <p>オ 犯罪による被害を受けた時期が、令和3年4月1日以降であること</p> <p>カ 未成年者の場合、保護者の同意を得ていること</p>
対象の犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺人、性犯罪、傷害（全治1か月以上のもの）など
助成の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居費用（実費）を、最大20万円まで助成します。 ・ 助成の対象となる費用は、引越事業者等に支払うものに限りません。
助成の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合は、助成を受けることができません。 ◇ 被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合 ◇ 被害者又は遺族が、暴力団員である場合又は暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇ その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
助成の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の利用にあたっては、原則として、下記のいずれかの窓口との面接相談が必要です。まずは、電話にてお問い合わせください。 【(公社)山口被害者支援センター】（山口県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体） 電話 083-974-5115 受付時間 平日 10:00～16:00（年末年始を除く） 【山口県環境生活部県民生活課 地域安心・安全推進班】 電話 083-933-2619 受付時間 平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

4 各種相談窓口

山口県警察の相談窓口

相談種別・窓口	電話番号	自動音声ガイダンス番号
被害者支援制度等に関する相談（犯罪被害者支援室）	083-933-0110 ※受付時間 平日8:30~17:15	その他の用件「5」→オペレーターが出るので、「犯罪被害者支援室」につなぐよう伝えてください。
子供の非行、いじめ、虐待、犯罪被害に関する相談（ヤングテレホン・やまぐち）	083-933-0110 #9110（短縮ダイヤル） ※受付時間 平日8:30~17:15	各種相談「2」→少年の問題に関する相談「3」
犯罪被害の未然防止に関する相談（総合相談電話）	平日8:30~17:15	各種相談「2」→その他の相談・総合相談「4」
性犯罪被害に関する相談（性犯罪被害相談電話）	^{ハートさん} #8103（短縮ダイヤル） ※24時間対応	直接担当者につながります。 ※自動音声ガイダンスなし
女性が被害者となる犯罪に係わる相談（女性犯罪被害相談電話） [レディース・サポート110]	0120-378-387 083-932-7830 ※24時間対応	

県下警察署

警察署	電話番号	警察署	電話番号
岩国警察署	0827-24-0110	宇部警察署	0836-22-0110
柳井警察署	0820-23-0110	山陽小野田警察署	0836-84-0110
光警察署	0833-72-0110	小串警察署	083-772-0110
下松警察署	0833-44-0110	美祢警察署	0837-52-0110
周南警察署	0834-21-0110	長門警察署	0837-22-0110
防府警察署	0835-25-0110	萩警察署	0838-26-0110
山口警察署	083-924-0110	下関警察署	083-231-0110
山口南警察署	083-972-0110	長府警察署	083-248-0110

県・市町の相談窓口

地方公共団体には、被害者等の方からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う、「総合的対応窓口」が設置されています。

県	担当課	電話番号
山口県	県民生活課	083-933-2619
市町	担当課	電話番号
下関市	生活安全課	083-242-0797
宇部市	市民活動課	0836-34-8235
山口市	生活安全課	083-934-2986
萩市	市民活動推進課	0838-25-3601
防府市	社会福祉課	0835-25-2332
下松市	生活安全課	0833-45-1828
岩国市	くらし安心安全課	0827-29-5018
光市	生活安全課	0833-72-1451
長門市	防災危機管理課	0837-23-1111
柳井市	危機管理課	0820-22-2111
美祢市	福祉課	0837-52-5227
周南市	市民相談センター	0834-22-8320
山陽小野田市	生活安全課	0836-82-1133
周防大島町	総務課	0820-74-1000
和木町	保健福祉課	0827-52-2195
上関町	総務課	0820-62-0311
田布施町	総務課	0820-52-5802
平生町	総務課	0820-56-7111
阿武町	総務課	08388-3-3110

受付／●防府市 月～金 8:30～17:00
 ●県・その他の市町 月～金 8:30～17:15
 (いずれも祝日・年末年始を除く)

他機関の相談窓口

相談種別	相談窓口	電話番号
刑事手続、公判での 被害者支援に関する 相談	山口地方検察庁 被害者ホットライン	083-922-3153
人権に関する各種 相談	山口地方法務局 ・みんなの人権110番 ・女性の人権ホットライン ・子どもの人権110番 ・外国人の人権相談ダイヤル	0570-003-110 0570-070-810 0120-007-110 0570-090-911
更生保護に関する 犯罪被害者	山口保護観察所	083-922-1329
法的トラブル解決 のための相談窓口 の情報提供	日本司法支援センター (法テラス) ・犯罪被害者支援ダイヤル ・法テラス山口	0570-079-714 0570-078353
DV(配偶者から の暴力)に関する 相談	山口県男女共同参画 相談センター ・DVホットライン(緊急用)	#8008(短縮ダイヤル) 083-901-1122 0120-238122
性暴力被害に関する 相談	やまぐち性暴力相談 ダイヤル あさがお	#8891(短縮ダイヤル) 083-902-0889 <small>おはやく</small>
心の健康に関する 相談	山口県精神保健福祉 センター ・心の健康電話相談 ・いのちの情報ダイヤル“絆”	083-901-1556 083-902-2679 (火・金のみ)

相談種別	相談窓口	電話番号
児童(満18歳未満)の福祉や健全育成に関する相談	山口県中央児童相談所 岩国児童相談所 周南児童相談所 宇部児童相談所 下関児童相談所 萩 児童相談所	083-902-2189 0827-29-1513 0834-21-0554 0836-39-7514 083-223-3191 0838-22-1150
	全国共通ダイヤル	189(いちはやく)
契約・解約、悪質商法などに関する相談	山口県消費生活センター 相談専用ダイヤル	083-924-0999
法律全般、犯罪被害に関する相談	山口県弁護士会 法律相談センター	0570-064-490
暴力団や暴力全般に関する相談	(公財)山口県暴力追放運動推進センター	083-923-8930
犯罪被害全般に関する相談	(公社)山口被害者支援センター (ハートラインやまぐち)	083-974-5115
犯罪被害者子弟の奨学金に関する相談	(公財)犯罪被害者救済基金 電話相談コーナー	03-5226-1020
	(公財)まごころ奨学金	03-6229-5111
外国人のための相談窓口	(公財)山口県国際交流協会 やまぐち外国人総合相談センター	083-995-2100

